

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和8年4月28日

横浜市契約事務受任者  
道路・交通政策局長 角野 智史

1 契約の概要

鶴見・神奈川・港北区照明灯設備保守委託(令和8年4・5月分)

2 履行(納品)場所

鶴見・神奈川・港北土木管内一円

3 契約日

令和8年4月1日

4 履行日又は履行期間

令和8年4月1日から令和8年5月31日まで

5 契約金額

¥2,690,600.-

6 契約の相手方(名称及び所在)

株式会社カワデン  
代表取締役 松柳 博  
神奈川県横浜市鶴見区江ヶ崎町15-4

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

年間を通じて道路維持管理上必要な照明灯設備の保守委託を早期発注したところ、令和8年3月24日に契約辞退となったため、再度発注・契約するまでの年度当初期間分のみ履行する緊急契約を行いました。

8 契約の相手方の選定理由

緊急措置・応急対応として、履行場所に近在する事業者であり、前年度からの履行実績もあるため。

9 所管課

道路・交通政策局道路部施設課